

議題

基準諮問会議からの提言への対応について

項目

本資料の目的

1. 第 284 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して、「ヘッジ会計の限定的見直し」について新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言について、本委員会の対応の方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

ヘッジ会計の限定的な見直し

2. 基準諮問会議からの提言は、以下のとおりである。

平成 26 年 3 月 18 日に開催された第 20 回基準諮問会議において審議の結果、ヘッジ会計の限定的な見直しについて企業会計基準委員会の審議テーマとして提言いたしますので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

(提言の経緯)

平成 25 年 11 月 20 日に開催された第 19 回基準諮問会議において、経済産業省商務流通保安グループ及び農林水産省食料産業局から、新規テーマとして「商品デリバティブ取引に係るヘッジ関連規定の修正」が提案された。その提案を受け、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼することとした。

実務対応専門委員会の評価は、以下のとおりであった。

提案者からの提案のうち、以下の項目については、検討に値する可能性があると考えられ、ASBJ の新規テーマとすることが考えられる。ただし、前項に記載のとおり、ヘッジの有効性の判定に係る議論については、専門性の高い検討が必要となる可能性があり、開発には困難さも予想されることを付言する。なお、以下の項目については、金融商品のヘッジにも関連する内容となる。

(1) 基準・実務指針に追加する項目

- 回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否か

- | |
|--------------------------------|
| (2) 基準・実務指針の内容の周知を図る項目 |
| ● 異なる商品間のヘッジが認められるか否か |
| (3) 基準・実務指針の内容を明確化する項目 |
| ● いわゆるロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格か否か |

第20回基準諮問会議では、上記の実務対応専門委員会の評価結果も踏まえて審議を行った結果、この実務対応専門委員会の評価に賛同する意見が多く聞かれたため、実務対応専門委員会の評価に含まれる項目について、新規テーマの提言を行うこととなった。

3. 前項のとおり、回帰分析に係るヘッジ有効性の判定に係る議論については、専門的な検討が必要となる可能性があり困難さも予想されるものの、基準諮問会議の提言を尊重し、新規テーマとしてはどうか。その際、本件については、金融商品及びヘッジ取引に関する専門的知識が必要となることから、既設の金融商品専門委員会で対応することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の対応案に意見はあるか。

以上